

○農林水産省
国土交通省 令 第三号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）を実施するため、宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正）

第一条 （略）

（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六号）の一

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定)
第六十九条 法第三条第三項第四号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一〇八 (略)

九 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)

一 第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

十〇十六 (略)

別表第三(第六十四条関係)

(一) (元)	(イ)	
	図書の種類	明示すべき事項
(略)		
(三)	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定に適合していること

改正前

(畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定)
第六十九条 法第三条第三項第四号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一〇八 (略)

九 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号) 第八条第一項及び第十二条第一項

十〇十六 (略)

別表第三(第六十四条関係)

(一) (元)	(イ)	
	図書の種類	明示すべき事項
(略)		
(三)	宅地造成等規制法第八条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していること

(調 査 表)	(三)		
	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十五条第一 項の規定が適用 される畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第十六条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等
	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十五条第一 項の規定が適用 される畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第十六条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等
	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十五条第一 項の規定が適用 される畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第十六条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等
(調 査 表)	(三)		
	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十五条第一 項の規定が適用 される畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第十六条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等
	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十五条第一 項の規定が適用 される畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第十六条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等
	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十五条第一 項の規定が適用 される畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第三十条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等	宅地造成及び特 定盛土等規制法 第十六条第一項 の規定が適用さ れる畜舎等

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

- 3 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成十九年国土交通省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第七号を次のように改める。

七 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十八条